

地域計画の策定に向けた座談会実施について

【地域計画の概要】

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、全ての市町村において令和7年3月末までに「地域計画」を策定することが義務付けられました。

この「地域計画」は、10年後の農業の将来像や集積・集約化の予定を盛り込んだ計画であり、10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した「目標地図」も併せて作成することになります。

【座談会】

上記、地域計画の策定に向け、今後の地域農業のあり方や将来についての話し合いを下記日程により実施いたします。

特に参加申込みの必要はございませんので、農業者以外の方でもお気軽にご参加ください。

記

1. 日時 令和6年9月18日（水）18時30分から
2. 場所 蒜生農業構造改善センター
3. 内容 地域計画策定に向けての話し合い



問い合わせ先：玉川村産業振興課
電 話：57-4627